

改定後	改定前
第 12 条 (退会及び会員資格の取消と利用の一時停止) (略) (4) 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードの利用を停止することができるものとします。 (5) 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限できるものとします。 (6) <u>当社の提携会社との提携関係の解消またはサービス提供に必要な重要なシステム変更等により会員へのサービス提供の継続が困難となった場合には、当社は、本人会員に対しあらかじめ通知のうえ、会員資格を取消することができるものとします。</u> (7) 本人会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。 (8) (3)(7)に該当し、当社及び加盟店がカードの返却を求めたときは、会員はすみやかにカードを返却するものとします。	第 12 条 (退会及び会員資格の取消と利用の一時停止) (略) (4) 本人会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。 (5) (3)(4)に該当し、当社及び加盟店がカードの返却を求めたときは、会員はすみやかにカードを返却するものとします。 (6) 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードの利用を停止することができるものとします。 (7) 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限できるものとします。